

# 令和6年度「三重のサステナブル経営アワード」応募要項

## 1 事業の目的

「三重のサステナブル経営」(※)を実践することで他の県内企業のモデルとなる持続可能性の高い経営に取り組む県内中小企業・小規模企業等の取組を表彰し、県内企業の優れた取組を広く情報発信するとともに、それによって持続可能性の高い経営に取り組む企業の裾野を拡大することを目的とします。

(※)「三重のサステナブル経営」とは、環境や社会の持続可能性に配慮しながら、長期的に良好な経済活動を行う経営のことを言います。

## 2 応募資格

「三重県中小企業・小規模企業振興条例」第2条に定める「中小企業・小規模企業」及びそれに準じる規模で事業活動を行う法人・団体(以下「中小企業等」という。)であり、3決算期以上事業が継続している、三重県内に主たる事務所又は事業所を有するものとします(ただし、従業員を雇用していないものは除きます)。

また、この他に応募用紙に記載されている「応募要件」に該当・合意することが条件です。

### (1) 製造業、建設業、及び運輸業その他の業種の場合

資本金の額又は出資の総額が3億円以下

又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

### (2) 卸売業の場合

資本金の額又は出資の総額が1億円以下

又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

### (3) サービス業の場合

資本金の額又は出資の総額が5千万円以下

又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

### (4) 小売業の場合

資本金の額又は出資の総額が5千万円以下

又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人

※労働基準法第20条の「予め解雇の予告を必要とする者」を従業員とし、パート労働者でも雇用形態によっては従業員としてカウントします。役員及び事業主は含みません。

### 3 表彰対象

「環境への配慮・脱炭素」、「次世代育成の推進」、「地域社会への貢献」、「従業員満足度の向上」の取組を実践することによって自社の付加価値の向上と経営基盤の改善を推進し、他の県内企業のモデルとなる、持続可能性の高い企業が表彰対象となります。

### 4 受賞企業の特典

審査の結果、表彰対象として選出された場合、以下の特典が得られます。

- (1) 公開による表彰式での知事表彰、記念品の贈呈
- (2) 県ホームページ、SNS、各種媒体、各種イベント等での情報発信
- (3) 表彰企業紹介パンフレットの作成
- (4) 県融資制度の融資対象（経営力強化資金）
- (5) その他、県内高等教育機関等でのPR（経営者による講演・講義等）の機会の提供など

### 5 選考方法・日程

県において書面予備審査を実施したのち、外部有識者・専門家等による「三重のサステナブル経営アワード審査委員会」が書面審査、プレゼンテーション審査、現地訪問審査を実施します。その結果を踏まえ、審査委員会が表彰候補企業を選定し、表彰企業を決定します。

#### ○選考スケジュール（予定）

- (1) 1次審査（書面審査）令和6年9月上旬  
※1次審査を通過した事業者には、事務局より通知します。2次審査では経営者の方からヒアリングを実施します。
- (2) 2次審査（プレゼンテーション審査）令和6年9月26日（木）  
県庁にて実施
- (3) 3次審査（現地訪問）令和6年10月中旬～11月中旬
- (4) 選定会議・受賞企業の報道発表令和6年11月下旬
- (5) 表彰式令和7年2月中旬  
※上記日程や手続き等に変更が生じる場合がありますのでご了承下さい。

### 6 選考結果の通知

選考結果は、三重県雇用経済部から応募企業等に対しお知らせします。

## 7 審査対象からの除外、受賞の取消

次の事項に該当する場合は、審査対象から除外し、あるいは受賞の通知後であっても受賞を取り消すことがあります。

- (1) 応募要項の規定に反することが判明した場合
- (2) 過去5年以内に法人や構成員による重大な法令違反や、重大な労働災害を起こしている等、三重県を代表する中小企業等としてふさわしくないと判断された場合
- (3) 公序良俗に反する事業を行っている場合
- (4) 役員等が暴力団員又は暴力団密接関係者である場合
- (5) 県税、国税を問わず税金の滞納がある場合
- (6) その他、三重県を代表する中小企業等としてふさわしくないと判断される事実が発覚した場合

## 8 応募方法

### (1) 応募受付期間

令和6年5月9日（木）から令和6年7月26日（金）17時まで

- ・ 郵送、電子申請の場合は期間内に必着
- ・ 持参の場合は、期間内の土日祝日を除く平日の9時から17時まで

### (2) 応募書類の提出

- ① 応募用紙 【1部】
- ② 直近3期分の決算書類 【各1部】
- ③ 会社案内（パンフレット等、会社の概要が分かるもの）、その他補足資料 【各3部】

※その他、必要に応じて追加資料の提出をお願いすることがあります。

※直近3期分の決算書類は、損益計算書、貸借対照表、販売費及び一般管理費、製造原価報告書（製造業等で作成している場合）を提出してください。

※補足資料は、全体でA4サイズ20枚までにしてください。

※書類に不備がある場合には、修正又は再提出をお願いすることがあります。

※応募書類は返却いたしませんので、必要に応じて控えを取っておいてください。

※応募用紙は、県のホームページから様式をダウンロードして記入してください。

※ご提出いただいた応募書類等は、本事業内でのみ利用し、その他の目的には一切利用することはありません。

- (3) 応募書類の提出先及びお問い合わせ先  
〒514-8570 津市広明町13番地  
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課 担当：安藤、山川  
TEL 059-224-2393 FAX 059-224-2078  
E-mail : hanro@pref.mie.lg.jp  
※三重県電子申請システムからの申請が可能です。  
(<https://logoform.jp/form/8vMX/535004>)

## 9 応募にあたっての注意事項

- (1) 「三重のサステナブル経営」の要件となっている4つの取組（環境への配慮・脱炭素、次世代育成の推進、地域社会への貢献、従業員満足度の向上）について、以下の観点から総合的な審査を行い、受賞企業を決定しますので、これに留意して応募書類を作成してください。
- ①「環境への配慮・脱炭素」、「次世代育成の推進」、「地域社会への貢献」、「従業員満足度の向上」の取組内容
  - ②その取組が企業の付加価値の向上や経営基盤の改善につながっており、経営の持続可能性の向上が期待できるか
- (※) これらの取組を実施するにあたり、効果的にデジタルを活用し、持続可能性の向上につなげている場合は、審査において考慮しますので、積極的に記入してください。
- (2) 1次審査を通過した場合、2次審査において経営者によるプレゼンテーションを実施していただきます。両審査の間隔が短く、日程の調整が困難となる場合があるため、経営者(原則)が2次審査に出席できるよう、スケジュールを調整しておいていただくようお願いします。
- (3) 2次審査を通過した場合、3次審査として現地訪問を行います。3次審査は前述の5(3)の期間内に実施しますので、ご理解の上、ご協力をお願いします。
- (4) 審査の状況に関するお問い合わせには一切お答えできませんので、ご了承ください。
- (5) 「三重のおもてなし経営企業選」は、当アワードと審査基準が類似しているため、同企業選受賞企業が申し込む場合、受賞時とは異なる取組によりお申し込みください。

なお、①に掲げる取組の具体例は以下のとおりです。

- 「環境への配慮・脱炭素」に係る取組の具体例
  - ・ペーパーレスを推進して、ゴミの排出量を大幅に削減した。
  - ・バイヤー企業のグリーン調達に対応できるようになり、競争力が上がった。
  - ・事務量を削減した結果、時間外勤務が減り、光熱費を削減することができた。
  - ・グリーン電力を活用し、これを公表することで企業のイメージアップにつながった。
  - ・材料の仕入れをデータ化することで、フードロスの削減に成功した。
  - ・フェイズフリー用品を活用して防災備蓄品の廃棄を減らすよう努めている。
- 「次世代育成の推進」に係る取組の具体例
  - ・育児支援制度の充実により、子育て期の人材が定着するようになった。
  - ・地域の小学生の育成のため、社会見学の受け入れを積極的に行った。
  - ・在宅勤務を推進し、子育てしながら働きやすい環境を整備した。
  - ・子ども食堂への寄付を行い、子どもが育つ地域づくりに貢献した。
- 「地域社会への貢献」に係る取組の具体例
  - ・収益を地域に還元するために、地元自治体に対して寄付を行った。
  - ・地元高校から積極的に採用を行い、地域に雇用を創出した。
  - ・地元小中学校を対象に工場見学の受入や、体験教室の開催を行った。
  - ・地域の方対象の即売会等、地域活性化のためのイベントを実施した。
  - ・災害時には地域に放出できる分の防災備蓄品も備えている。
- 「従業員満足度の向上」に係る取組の具体例
  - ・働き方改革を推進することにより、従業員の定着率が向上した。
  - ・充実した福利厚生制度を整備した結果、人材確保がしやすくなった。
  - ・働きやすいオフィスを整備し、従業員のコミュニケーションが促進された。
  - ・社内提案制度や社内研修の充実により、より一層従業員の能力が活用できるようになった。

また、(※)のデジタルの活用の具体例は以下のとおりです。

ペーパーレス化／オンラインミーティングの実施／テレワークの推進／キャッシュレス化／  
勤怠管理のデータベース化（タイムカードの廃止）／クラウドサービスの活用による業務省力化  
／会計管理等に関するソフトウェアの導入／スマホ・タブレットを活用した社員間のデータ共有  
／ドローンの活用／オンライン販売の活用／地域の他社とのデータ共有

※この表彰制度では例に掲げた取組は全て「デジタルの活用」に該当するものと考えており、多額の投資や、複雑なシステム構築を伴うものであることは必須ではありません。